

令和8年度

「京野菜生産加速化事業」の概要

事業名	区分	実施主体	対象品目	事業概要	補助率
京野菜生産加速化事業	パイプハウス整備事業	全農 農協 3戸以上の農業者で組織する団体 農地所有適格法人（常時従事者5名以上） その他知事が認めるもの	地域特産物育成協議会が定めた地域重点推進品目 実需者等との間で定量・定価格契約を締結した園芸品目	収益性の高い園芸産地づくりの推進に必要なパイプハウスの整備 <事業対象> 新設パイプハウス、再利用パイプハウス <採択要件> ・受益戸数 3戸以上（1～2年間） ・受益面積 葉菜類：25a（20a）以上 果菜類：15a（10a）以上 花き類：20a以上	ブランド品目 4.5/10 (5/10) その他品目 4/10 (4.5/10) ただし、1棟当たり事業費上限 18,000円/㎡
	生産・流通改善条件整備事業			省力・低コスト生産、流通の合理化に係る支援等 <事業対象> 小規模ほ圃場条件整備、生産管理・出荷調製用機械、遮光・遮熱・保温資材、水源の整備、新たな出荷資材作成 <採択要件> ・受益戸数 3戸以上 ・受益面積 野菜 ブランド品目：10a以上 その他品目：概ね50a以上 果樹 ブランド品目：10a以上 その他品目：概ね50a以上 種苗導入：概ね1ha以上 花き類 概ね30a以上	4/10 (4.5/10) ただし、水源の整備は1実施主体当たり事業費上限 1,000千円

※受益面積及び補助率の（ ）は中山間地域を含む市町村に適用

※消費税及び地方消費税は対象外

京野菜生産加速化事業実施要領

令和8年4月1日
8農産第294号

第1 趣 旨

知事は、京野菜を中心とした園芸品目を安定的に生産・供給できる収益性の高い産地の育成・強化を図るため、生産から流通に関わる条件整備による産地の構造改革を加速的に推進する取組に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号)、農業振興事業費補助金交付要綱(昭和35年京都府告示第928号。以下「交付要綱」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

本事業の内容及び実施に必要な事項は、第3から第4に定めるほか、次に掲げる事業ごとにそれぞれの別表のとおりとする。

(1) パイプハウス整備事業 別表1

収益性の高い園芸産地づくりの推進に必要なパイプハウスの整備を行う事業。

(2) 生産・流通改善条件整備事業 別表2

生産の省力化や低コスト化、流通の合理化に資する機械の整備等を行う事業。

第3 事業の実施等

1 パイプハウス整備事業

(1) 事業実施計画

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、実施計画承認申請書(別記様式第1号-1)を事業実施地域を所管する市町村長に提出するものとする。ただし、府内の2以上の市町村の区域にわたる事業を計画する事業実施主体にあっては、知事に提出するものとする。

イ 市町村長は、アの実施計画承認申請書を取りまとめ、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。なお、市町村長は、実施計画承認申請書を提出するに当たり、計画の内容を精査し、事業実施主体に対して必要な指導及び調整を行うものとする。

ウ 市町村長及び府内の2以上の市町村の区域にわたる事業を計画する事業実施主体(以下「市町村長等」という。)は、実施地区指定調書(別記様式第2号)を実施計画承認申請書に添付し、地区指定を受けるものとする。

エ 知事は、イの実施計画承認申請書の提出があったときは、これを審査し、内容が適当であると認められる場合は、当該市町村長等に対して実施計画の承認を行うものとする。

なお、地区指定は、実施計画の承認通知をもって代えるものとする。

オ 実施計画承認申請書の変更については、実施計画変更承認申請書（別記様式第1号-1）を用い、その手続については、アからエまでの規定を準用する。

なお、事業実施計画の変更を要するものは、交付要綱第2条の変更の欄に掲げる変更とする。

カ 事業実施主体は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に着手しようとする場合において、交付決定前着手届（別記様式第3号）を知事に提出したときは、この限りではない。

（2）交付申請

ア 市町村長等は、実施計画の承認を受けた後、補助金交付申請書（別記様式第4号）を知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

イ 交付要綱第2条の変更の欄に掲げる変更をしようとする場合は、交付要綱第4条の規定により補助金変更承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。

（3）農業保険等への加入

本事業により整備した施設については、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済制度又は民間事業者が提供する保険（以下「農業保険等」という。）に加入するものとし、当該施設の処分制限期間中は、当該保険への加入を継続するものとする。

（4）実績報告

交付要綱第5条に規定する実績報告は、補助金実績報告書（別記様式第6号）によるものとし、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

（5）実施状況の報告

ア 事業実施主体は、実施状況報告書（別記様式第7号-1）を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から3年間、毎年度6月30日までに市町村長に提出するものとする。ただし、府内の2以上の市町村の区域にわたる事業を実施した事業実施主体にあっては、知事に提出するものとする。なお、事業実施状況報告書には、（3）に定める農業保険等への加入状況が分かる資料を添付するものとする。

イ 市町村長は、アの報告を受けたときは、当該年度の7月10日までに実施状況報告書を知事に提出するものとする。

2 生産・流通改善条件整備事業

(1) 事業実施計画

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、実施計画承認申請書（別記様式第1号-2）を事業実施地域を所管する市町村長に提出するものとする。ただし、府内の2以上の市町村の区域にわたる事業を計画する事業実施主体にあつては、知事に提出するものとする。

イ 市町村長は、アの実施計画承認申請書を取りまとめ、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。ただし、事業実施主体が全国農業協同組合連合会京都府本部（以下「全農京都府本部」という。）の場合にあつては、全農京都府本部長は、実施計画承認申請書を知事に提出するものとする。なお、市町村長は、実施計画承認申請書を提出するに当たり、計画の内容を精査し、事業実施主体に対して必要な指導及び調整を行うものとする。

ウ 知事は、イの実施計画承認申請書の提出があつたときは、これを審査し、内容が適当であると認められる場合は、当該市町村長等に対して実施計画の承認を行うものとする。

エ 実施計画承認申請書の変更については、実施計画変更承認申請書（別記様式第1号-2）を用い、その手続については、アからウまでの規定を準用する。

なお、事業実施計画の変更を要するものは、交付要綱第2条の変更の欄に掲げる変更とする。

オ 事業実施主体は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に着手しようとする場合において、交付決定前着手届を知事に提出したときは、この限りではない。

(2) 交付申請

ア 市町村長等は、実施計画の承認を受けた後、補助金交付申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

イ 交付要綱第2条の変更の欄に掲げる変更をしようとする場合は、交付要綱第4条の規定により補助金変更承認申請書を知事に提出するものとする。

(3) 実績報告

交付要綱第5条に規定する実績報告は、補助金実績報告書によるものとし、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(4) 実施状況の報告

ア 事業実施主体は、実施状況報告書（別記様式第7号-2）を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から3年間、毎年度6月30日までに市町村長に提出するものとする。ただし、府内の2以上の市町村の区域にわたる事業を実施した事業実施主体にあつては、知事に提出するものとする。

イ 市町村長は、アの報告を受けたときは、当該年度の7月10日までに実施状況報告書を知事に提出するものとする。

第4 書類の提出

この要領に基づき知事に提出する書類は、主たる事業実施区域を所管する京都府広域振興局の長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事）に提出するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則（8農産第294号）

- 1 この実施要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。
- 2 京野菜生産加速化事業実施要綱（平成15年5月21日付け5農産第459号）、パイプハウス整備事業実施要領（平成15年5月21日付け5農産第459号）及び生産・流通改善条件整備事業実施要領（平成15年5月21日付け5農産第459号、以下「旧要綱及び要領」という）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱及び要領の規定に基づき令和7年度以前に交付した補助金については、旧要綱及び要領の規定は、なおその効力を有する。

別表1 パイプハウス整備事業

事業実施主体	対象品目	補助対象経費	採択要件	補助率等
<p>(1) 全国農業協同組合連合会京都府本部</p> <p>(2) 農業協同組合</p> <p>(3) 3戸以上の農業者で組織する団体</p> <p>(4) 農地所有適格法人（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）が5名以上いる者に限る。）</p> <p>(5) その他知事が認めるもの</p>	<p>(1) 事業実施地域を所管する地域特産物育成協議会が定めた地域重点推進品目</p> <p>(2) 事業実施主体が出荷する相手先（以下「実需者等」という。）との間で定量・定価格契約を締結した園芸品目</p>	<p>(1) パイプハウス及びこれに附帯する施設の整備に要する経費</p> <p>(2) 再利用されるパイプハウス及びこれに附帯する施設の整備に要する経費</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 計画期間（1年間又は2年間）の受益戸数が3戸以上であること。ただし、事業実施主体の欄に掲げる（4）又は（5）の場合は除く。</p> <p>2 計画期間（1年間又は2年間）中に整備するパイプハウスの面積の合計が、次に掲げる分類に応じた規模以上であること。</p> <p>(1) 野菜（葉菜類） 25 a 以上【20 a 以上】</p> <p>(2) 野菜（果菜類） 15 a 以上【10 a 以上】</p> <p>(3) 花き及びその他園芸作物 20 a 以上</p> <p>3 事業実施品目が次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 栽培方法が統一されている。（品種、作型、施肥・防除等）</p> <p>(2) 出荷規格が統一されている。</p> <p>(3) 出荷資材が統一されている。</p> <p>4 事業実施地域が京都府内であること。</p> <p>5 対象品目の欄に掲げる（1）の場合、次に掲げる全ての</p>	<p>1 補助率は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 京都府特産物育成協議会が定めた京都府重点推進品目又はブランド認証品目の場合 4.5/10 以内</p> <p>【5/10 以内】</p> <p>(2) (1) 以外の品目の場合 4/10 以内</p> <p>【4.5/10 以内】</p> <p>2 補助対象事業費の上限はパイプハウス1棟当たり18,000円/㎡とする。（附帯する施設を含む。）</p> <p>3 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p>

			<p>要件を満たしていること。</p> <p>(1) 「京都こだわり栽培指針」に基づいた栽培暦がある。 (同指針に基準設定がない品目は、当該基準に準じた栽培暦とする。)</p> <p>(2) 栽培履歴の記帳が行われている。</p> <p>6 対象品目の欄に掲げる(2)の場合、当該契約において、次に掲げる全ての事項を定めていること。</p> <p>(1) 当該契約の対象品目の種類</p> <p>(2) 当該対象品目の供給の期間</p> <p>(3) 契約期間内に事業実施主体が実需者等に供給しようとする当該対象品目の数量</p> <p>(4) 当該対象品目の価格</p>	
--	--	--	--	--

(注) 1 対象品目の欄の「地域特産物育成協議会」は、京都府特産物育成協議会に設置された5地域(京都乙訓、山城、南丹、中丹及び丹後)の協議会をさす。

2 対象品目の欄に掲げる(1)、(2)は、いずれも豆類(黒大豆、小豆)、くり及びきのこと類は除く。

3 採択要件の欄の「計画期間」は、目標達成のために事業に取り組む期間で、1年間又は2年間から選択できる。ただし、2年間の計画であっても、事業の採択や交付決定は各年度ごとに行う。

4 採択要件の欄及び補助率等の欄に記載の【 】内は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定により公示された地域を含む市町村(京都市を除く。)に適用する。具体的には、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町及び与謝野町をさす。

5 補助率等の欄の「ブランド認証品目」は、公益社団法人京のふるさと産品協会が認証する品目をさす。

別表2 生産・流通改善条件整備事業

事業実施主体	対象品目	補助対象経費	採択要件	補助率等
<p>(1)全国農業協同組合連合会京都府本部 (2) 農業協同組合 (3) 3戸以上の農業者で組織する団体 (4)農地所有適格法人（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）が5名以上いる者に限る。） (5)その他知事が認めるもの</p>	<p>(1) 事業実施地域を所管する地域特産物育成協議会が定めた地域重点推進品目 (2) 事業実施主体が出荷する相手先（以下「実需者等」という。）との間で定量・定価格契約を締結した園芸品目</p>	<p>1 新たに生産を開始するために必要な小規模なほ場条件等の整備に要する経費 (1) 園地整備 (2) 暗きょ施工 (3) 作業道の整備及び整地 (4) 進入道の整備 (5) 果樹棚 (6) 園地保全用施設 (7) 種苗導入（多年生作物に限る。） (8) (1) から(7) に附帯する機械等 2 生産管理・出荷調製用機械及び資材の導入に要する経費 (1) 生産管理用機械 ア 育苗用機械 イ 栽培用機械 ウ 防除用機械 エ 収穫用機械 オ 土壌改良用機械 カ アからオに附帯する機械等 (2) 出荷調製用機械等 ア 選別用機械 イ 調製用機械 ウ 包装用機械 エ 出荷調製に係るシステム</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 受益戸数が3戸以上であること。ただし、事業実施主体の欄に掲げる(4)又は(5)の場合は除く。 2 受益面積が次に掲げる分類に応じた規模以上であること。 (1) 野菜 ブランド認証品目 10a 以上 その他品目 概ね50a 以上 (2) 果樹 ブランド認証品目 10a 以上 その他品目 概ね50a 以上 種苗導入 概ね1ha 以上 (3) 花き及びその他園芸作物 概ね30a 以上 3 事業実施品目が次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 栽培方法が統一されている。（品種、作型、施肥・防除等） (2) 出荷規格が統一されている。 (3) 出荷資材が統一されている。</p>	<p>1 補助率は次に掲げるとおりとする。 4/10 以内 【4.5/10 以内】 2 事業内容の欄に掲げる3（水源の整備に要する経費）の場合、補助対象事業費の上限は1事業実施主体当たり1,000千円とする。 3 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p>

		<p>オ アからエに附帯する機械等</p> <p>(3) 遮光・遮熱・保温資材 園芸用施設の温度上昇又は低下の抑制に資する資材（遮光ネット等繰り返し使用できるものに限る。）</p> <p>(4) 露地栽培用資材 露地栽培に必要となる資材（支柱等繰り返し使用できるものに限る。）</p> <p>3 水源の整備に要する経費</p> <p>(1) 井戸の掘削及び汲み上げ用機械の導入</p> <p>(2) 貯水用タンク（容量が 1,000L 以上のものに限る。）</p> <p>4 新たな出荷資材の作成に要する経費</p> <p>(1) デザイン費</p> <p>(2) 版代</p> <p>(3) 試作代等</p>	<p>4 事業実施地域が京都府内であること。</p> <p>5 対象品目の欄に掲げる（1）の場合、次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 「京都こだわり栽培指針」に基づいた栽培暦がある。（同指針に基準設定がない品目は、当該基準に準じた栽培暦とする。）</p> <p>(2) 栽培履歴の記帳が行われている。</p> <p>6 対象品目の欄に掲げる（2）の場合、当該契約において、次に掲げる全ての事項を定めること。</p> <p>(1) 当該契約の対象品目の種類</p> <p>(2) 当該対象品目の供給の期間</p> <p>(3) 契約期間内に事業実施主体が実需者等に供給しようとする当該対象品目の数量</p> <p>(4) 当該対象品目の価格</p>	
--	--	---	---	--

(注) 1 対象品目の欄の「地域特産物育成協議会」は、京都府特産物育成協議会に設置された5地域（京都乙訓、山城、南丹、中丹及び丹後）の協議会をさす。

2 対象品目の欄に掲げる（1）、（2）は、いずれも豆類（黒大豆、小豆）、くり及びきのこ類は除く。

3 採択要件の欄の「ブランド認証品目」は、公益社団法人京のふるさと産品協会が認証する品目をさす。

4 補助率等の欄に記載の【 】内は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定により公示された地域を含む市町村（京都市を除く。）に適用する。具体的には、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町及び与謝野町をさす。